四　業務代理組合の役員の履歴書、業務代理組合の役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面、業務代理組合が次項第十四号ロ及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面並びに業務代理組合の役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

五　業務代理組合の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六　業務代理組合の代理事業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（代理事業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

七　業務代理組合の認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、認可の申請の日を含む事業年度に設立された業務代理組合にあっては、当該業務代理組合の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八　業務代理組合が会計監査人を置く業務代理組合である場合には、認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

九　業務代理組合の代理事業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十　所属農林中央金庫等が業務代理組合について保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第七号に掲げる書類

十一　組合業務の内容及び方法を記載した書面

十二　代理事業の運営に関する内部規則等

十三　代理事業を行う事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該事務所で行う代理事業の業務運営を指揮する所属農林中央金庫等の事務所の名称を記載した書面

十四　次に掲げる事項を記載した代理事業に係る業務の委託契約書の案

イ　代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置変更に関する事項

ロ　代理事業の内容（代理又は媒介の別を含む。）に関する事項

ハ　業務代理組合の次に掲げる行為を禁ずる規定

(1)　所属農林中央金庫等の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該所属農林中央金庫等及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属農林中央金庫等及び当該取引先以外の者のために利用する行為

(2)　次項第三十四号イからヌまでに掲げる行為

ニ　現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する業務代理組合の責任に関する事項

ホ　所属農林中央金庫等による監督、監査又は報告徴求に関する事項

ヘ　契約の期間、更新及び解除に関する事項

ト　第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の内容の店頭掲示に関する事項

チ　第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為について利用者に加えた損害の賠償責任に関する事項

リ　次項に規定する基準（これに付された条件を含む。）に適合していることを確保するための措置に関する事項

ヌ　その他必要と認められる事項

十五　前各号に掲げる書類のほか、法第四十二条第三項の認可の審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

第十一条第三項の次に次の二項を加える。

4　農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第四十二条第三項の認可に条件を付すことができる。

5　農林中央金庫等は、法第四十二条第三項前段の認可を受けようとするときは、第一項及び第二項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

第十一条に次の五項を加える。

8　所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事項に変更があったときは、当該変更の日から二週間以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

9　農林水産大臣及び金融庁長官等は、業務代理組合に関する第三項第三十六号に規定する報告書のうち、利用者の秘密を害するおそれのある事項又は当該業務代理組合の第二項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き利用者の保護に必要と認められる部分を、農林水産省及び金融庁（当該業務代理組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあっては、当該業務代理組合の主たる事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

10　業務代理組合がやむを得ない理由により法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができない場合には、所属農林中央金庫等は、あらかじめ承認申請書に理由書を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

11　農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二　合理的な期間内に代理事業を開始することができると見込まれること。

三　法第四十二条第三項前段の認可の際に審査の基礎となった事項について代理事業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

12　農林水産大臣及び金融庁長官は、法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定により法第四十二条第三項前段の認可を取り消した場合には、その旨を官報で告示するものとする。

附則第十四条第二号イ中「（平成五年大蔵省令第一号）」及び「（平成五年大蔵省令第二号）」を削る。

附則第二十九条第一項第五号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

附則第三十条第二項第五号中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、同条第三項第二号イ(2)中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同号イ(3)中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十一条第八項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
業務代理組合の名称の変更	一　新名称 二　旧名称 三　変更年月日	一　理由書 二　変更後の定款及び総会の議事録